

保護者の相談対応

R5.11.29

こどもデイサービスなないろ



右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。



合同会社サクスシェア
代表社員・相談支援専門員 田中 さとる



【なぜ保護者対応？】

放課後等デイサービスガイドラインより

1 総則

(1) ガイドラインの趣旨

(2) 放課後等デイサービスの基本的役割

○ 子どもの最善の利益の保証

○ 共生社会の実現に向けた後方支援

○ **保護者支援**

① 子育ての悩み等に対する相談を行うこと

② 家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら

子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること

③ 保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと

(3) 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

(4) 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

【ペアレントトレーニング】

発達障害者の親が自分の子どもの行動を理解したり、発達障害の特性をふまえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。

(厚生労働省：発達障害者支援施策の概要より)

【なぜ保護者対応？】

どのような保護者対応に困っていますか？

- 子育て一般
- 障がいに関する相談
- 発達のおつまずき相談
- 言葉のおつまずき相談
- 子どもの疾病の相談
- 子どもの養育相談
- 子どもの障がい受容
- 子どもへの虐待、ネグレクト保護者
- 保護者自信の悩み相談
- 夫婦、家庭内問題の相談対応
- 精神疾患がある保護者
- 約束を守れない保護者
- 保護者間のトラブル対応
- 経済問題を抱える保護者
- 連絡がとれない保護者

子育て相談対応

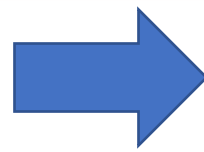
気になる保護者対応

【子どもの進路選択肢について知っておく】



学校の選択

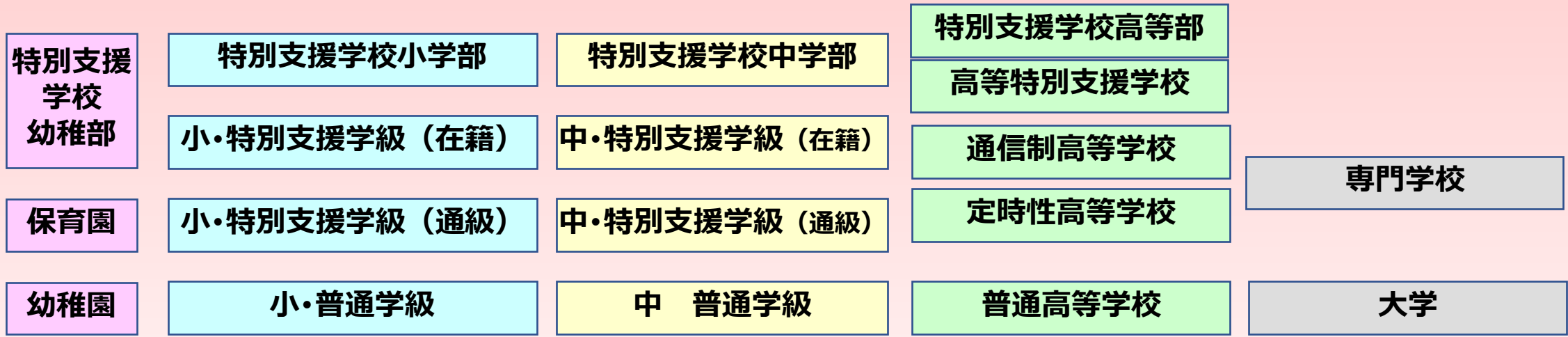
福祉サービスの選択



就労へ

【子どもから大人へ：進路の選択肢】

学校



児童発達支援



保育所等訪問支援



福祉サービス



一般



『知る』 特別支援教育

特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します!

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…

学校全体で支援します!

通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。

- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
- 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級による指導」の制度があります。
- 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています*1。

<これらを学校で進めるために…>

- ・特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・校内委員会^{※2}を設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子どもを支援します。

通常の学級

少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、聴覚、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

●LD・ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

特別支援学級

障害の種類ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)

対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、聴覚、言語障害、情緒障害

- ※1 学校において障害のある子どもの介助や学習支援を行います。
- ※2 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる子どもの学級担任などで構成され、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方針の検討などを行います。

連携

交流及び共同学習



相談



助言・援助 (センター的機能)

特別支援学校では…

専門性を生かした特別支援教育を行います!

●特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園・小学部・中学部・高等部で行います。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

一人一人に応じた指導

小学校・中学校などに準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。また、障害の状態などに応じて、弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

専門性の高いスタッフ 充実した施設

子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が少人数の学級で指導しています。

就職・進学 などのサポート

卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

教育相談・巡回指導など

障害のある子どもの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして、近隣の小学校・中学校などからの求めに応じて助言・援助を行います。

さまざまな支援体制

特別支援学校には、通学費や教材費など、就学に必要な経費の補助制度があります。また、通常の交通手段では通学が困難な子どものため、スクールバスを運行する学校もあります。さらに、障害の状態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われています。

※小学校・中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします!

教育

特別支援学校、幼稚園
小学校、中学校、高等学校
中等教育学校、大学
教育委員会
教育センター

医療

地域の病院
障害者専門医療機関

保健

地方公共団体の保健担当部局
保健所、保健センター

福祉

地方公共団体の福祉担当部局
保育所、児童相談所
社会福祉協議会
障害者福祉センター
発達障害者支援センター

労働

ハローワーク
地域障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター
企業

その他

NPO、親の会
地域の活動グループ

など

子ども一人一人の教育的ニーズにこたえます!

特別支援教育



学校での特別支援教育

《特別支援学校》

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)を対象としている。**幼稚部、小学部、中学部及び高等部**が置かれる。

《特別支援学級》

障がいのある児童生徒のために小・中学校に置かれる学級であり、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいの学級がある。

《通級による指導》

通常学級に在籍している障がいのある児童生徒が、障がいの状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態であり、言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などを対象としている。

特別支援学級での学習

特別支援学級での学習(国語・算数・社会など)

個別に学習内容の定着の実態調査と徹底反復学習

基礎・基本的な学力の定着

交流学級での学習(体育・音楽など)

集団で協力して活動する内容の学習

ソーシャルスキル能力の向上

特別支援教育の学習(自立活動・生活単元学習)

自立や社会参加を目指した学習

自立と困難の改善・克服

生活単元学習の実際

1学期

《主な活動》

- 野菜パーティーの企画、準備、運営
- 野菜作り(キュウリ、トマト)
- 調理体験(野菜料理作り)
- 校区探検
- 買い物体験
- 販売体験



《コミュニケーション》

- 野菜パーティー(身近な先生との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 算数科
- 理科
- 社会科
- 家庭科



2学期

《主な活動》

- クリスマス会の企画、準備、運営
- 野菜作り(ジャガイモ、イチゴ、ダイコン)
- 調理体験(ケーキ作り)
- 校区探検
- 買い物体験
- 販売体験



《コミュニケーション》

- クリスマス会(保護者との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 算数科
- 理科
- 社会科
- 家庭科



3学期

《主な活動》

- なのはなまつり(ゲーム大会)の企画、準備、運営



《コミュニケーション》

- なのはなまつり(児童との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 図工科



自立活動の実際

健康の保持



基本的な生活
習慣の改善

環境の把握



心理的な安定



行事や活動
への見通し

身体の動き



人間関係の形成



レクリエー
ション

コミュニケーション



障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的
に改善・克服するために行います。

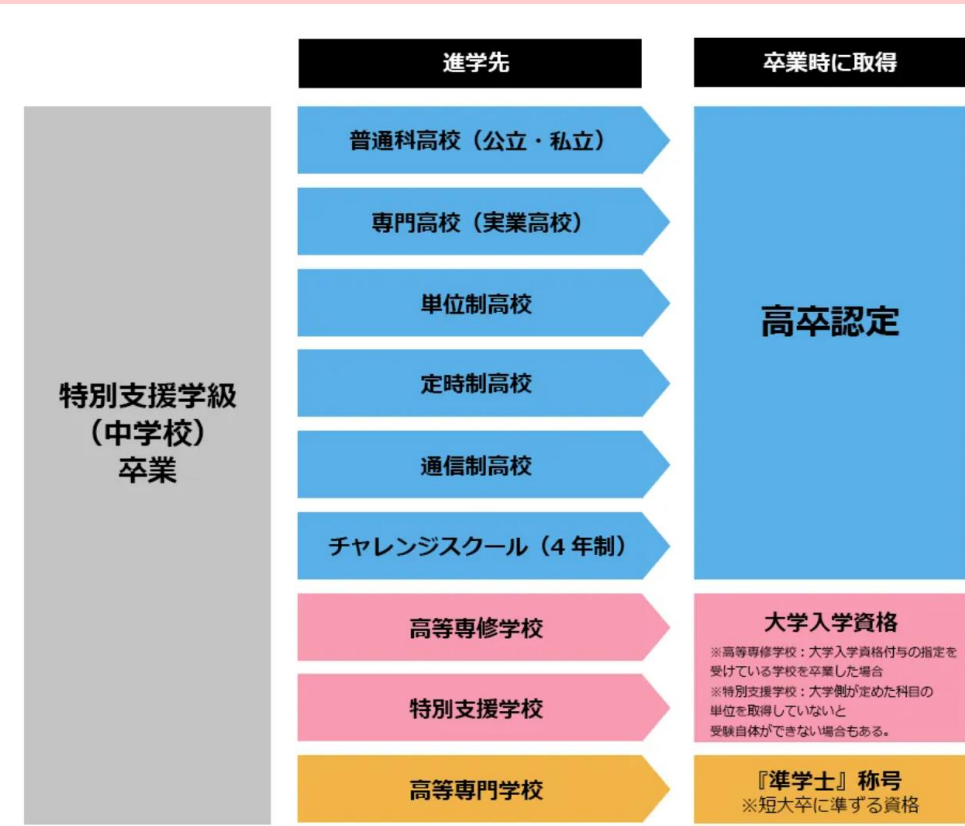
進路の選択肢を考える

学校の選択（小中）

| 学校 | 解説 | 留意点 |
|-------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 普通学校 （通級による指導） | 全日制高等学校受験可能 | |
| 特別支援学級 （在籍） | 高校受験時内申書の点数なし | あとから通常学級にもどることは難しいことが多い |
| 特別支援学校 | 療育手帳等の取得が必須になつ傾向あり（入学者増のため） | |

学校の選択（高校）

| 学校 | 解説 |
|------------------------------|---|
| 普通高等学校 | 高等学校卒業資格あり |
| 専門高校（実業高校） 単位制高校 定時制高校 | 高等学校卒業資格あり |
| 通信制高等学校 | 入学は中学1年の学力必要 高等学校卒業資格あり 独自のカリキュラム |
| 特別支援学校（高等部） | 高等学校卒業資格なし |



費用5万円/月程度

一般企業就職
4人に一人

通信制高校の事例

学校法人角川ドワンゴ学園
N高等学校・S高等学校

入学相談窓口

☎ 0120-0252-15

平日10:00~19:00

説明会・相談会

資料請求(無料)



Net course
ネットコース



Commute course
通学コース



Tutoring course
個別指導コース



Open Campus
オープンキャンパス

ネットの高校とは？

N高等学校・S高等学校はKADOKAWA・ドワンゴが創るネットと通信制高校の制度を活用した、新しいネットの高校です。生徒数は両校合わせて26,197名になります（2023年9月30日時点）。

 N高等学校

詳しくみる →

 S高等学校

詳しくみる →



質問チャット



サンクスシェア

進路の選択肢を考える

福祉サービスの選択

| 福祉サービス等 | 解説 | 留意点 |
|--------------|--------------------------|------------------------------------|
| 一般就労 | 障がいを公表せずに就労 | 障がいがない人との区別なし |
| 一般就労（障がい者雇用） | 障がい者雇用枠で採用 | ジョブサポート制度 |
| 就労継続支援A型 | 福祉サービス（会社と契約関係） | 最低賃金の保障 一日4h～5h 月7.4万円～9.3万円 |
| 就労継続支援B型 | 福祉サービス（工賃） | 最低3000円～3万円 一般就労の可能性あり |
| 生活介護 | 日常的に介護が必要な 日中の居場所（工賃） | 数千円 就労困難 |

進路の選択肢を考える

一般就労の事例

イベント・ギャラリー | アクセス情報 | リンク | English | Français

 日本理化学工業株式会社

Google カスタム検索



TEL:044-811-4121

トップページ

商品紹介

会社案内

障がい者雇用

エコロジー

キットバス
オンラインショップ

よくある質問

お問い合わせ

ダストレスチョーク



書き味よく、より鮮明に！
環境にやさしい、
エコロジーで高品質なチョークです。

ホタテ貝殻再生材配合で
特許を取得しました。

学校の定番品です。



障がい者雇用の
取り組みについて

社員の70%以上が知的障がい者です。
みんなイキキと活躍してくれています。



日本理化学工業 公式
facebook

キットバスポータル
キットバスの情報がいっぱい

キットバスアート
インストラクター制度

学校、塾など教育関係の方々へ



学校の定番品、ホタテ貝殻配合のダストレス
チョークや新発売の粉が出ないキットバス
ビューシリーズをご紹介します。

小さなお子様をお持ちの方へ



お子様の創造力を育む、キットバスなど
の商品をご紹介します。

オフィス・ショップ・レストラン・工事現場関係の方々へ



粉が出ないキットバスはメニューボードや
POP作成に最適です。工事現場のマーキング
にも！

新製品情報

紙の黒板

Topics

「ペーパーレス」2018年に開催しました(2018年10月28)

- ・自力で通う
- ・はいと返事
- ・あいさつ
- ・いじわるをしない

社員の7割が知的障がい者の会社



就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

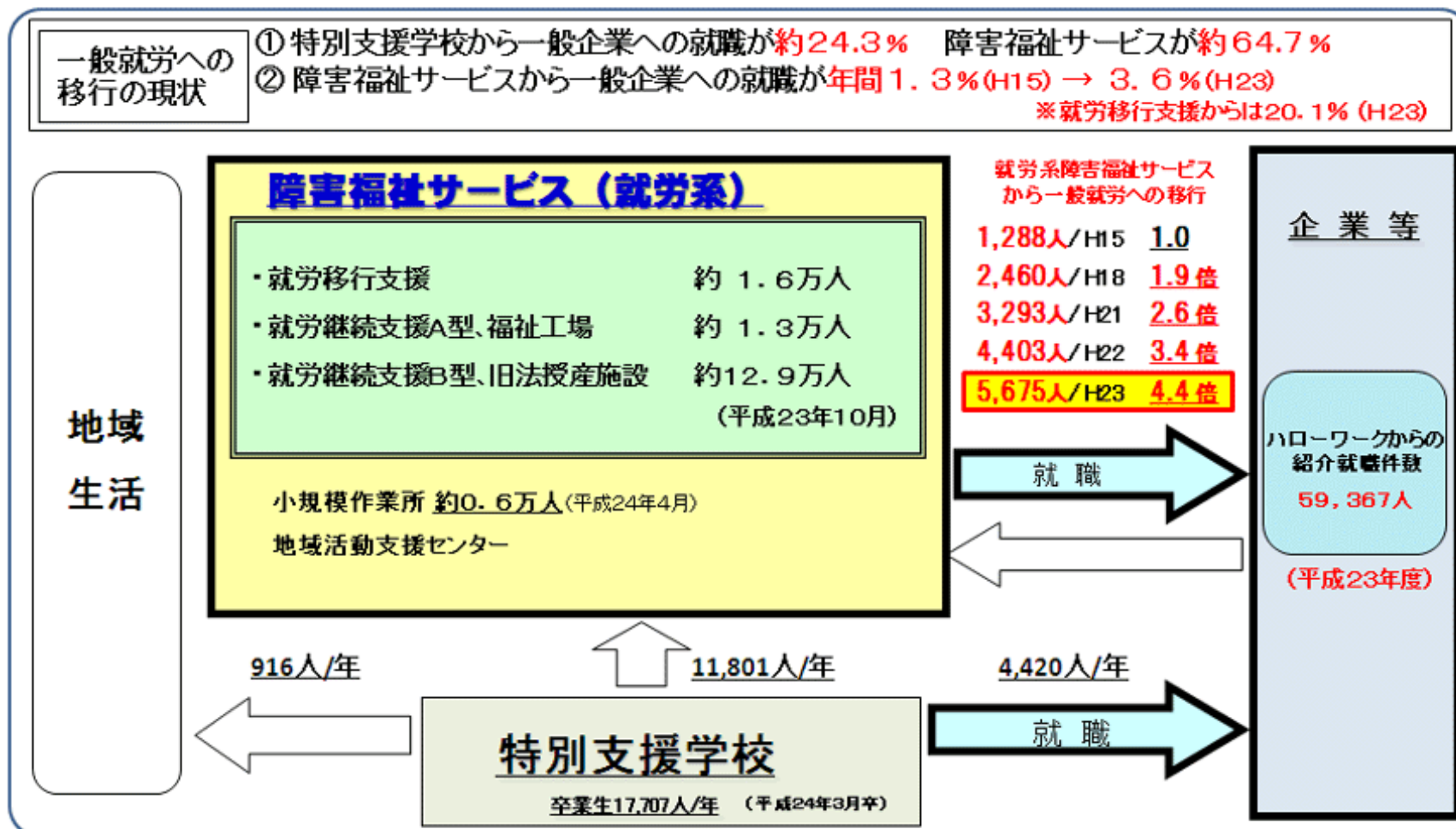
就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約744万人中、18歳～64歳の在宅者の方、約332万人

(内訳: 身124万人、知27万人、精181万人)

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約24.3% 障害福祉サービスが約64.7%
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1.3%(H15) → 3.6%(H23)
※就労移行支援からは20.1%(H23)



【出典】 H18(身体)／H17(知的)障害児・者実態調査、H20患者調査、社会福祉施設等調査(H15,H18,H21,H22)、H23学校基本調査(文部科学省)、厚生労働省調べ等

障害者の平均勤続年数の推移

職場定着

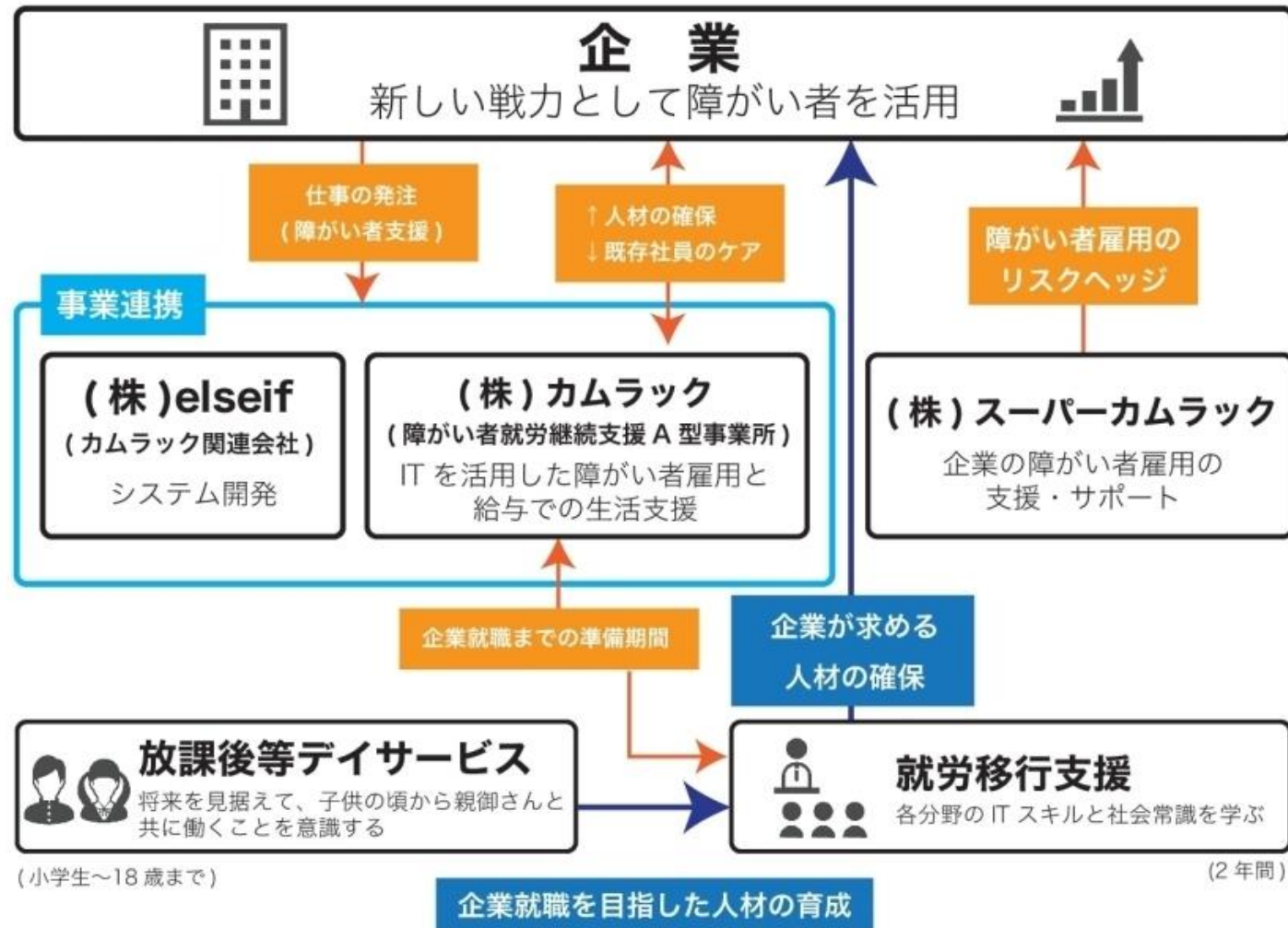
障害者の平均勤続年数については、近年、新たに雇い入れられる者が増加していることもあ
るが、全体として、精神障害の場合には短い傾向が見られる。

| | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 |
|-------|--------|--------|-------|
| 平成10年 | 12年0ヶ月 | 6年10ヶ月 | — |
| 平成15年 | 10年0ヶ月 | 9年3ヶ月 | 3年9ヶ月 |
| 平成20年 | 9年2ヶ月 | 9年2ヶ月 | 6年4ヶ月 |
| 平成25年 | 10年0ヶ月 | 7年9ヶ月 | 4年3ヶ月 |

※ 勤続年数:事業所に採用されてから調査時点(各年11月1日)までの勤続年数をいう。

ただし、採用後に身体障害者となった者については身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となった者については事業所において精神障害者であることを確認した年月を、それぞれ起点としている。

出典:障害者雇用実態調査結果報告書(平成10、15、20、25年度)(厚生労働省障害者雇用対策課)



スーパーカムラック構想 (株式会社カムラック)

児童福祉法に基づくサービス

- ▶ [助産施設](#)
- ▶ [乳児院](#)
- ▶ [保育所](#)

- ▶ [障害児相談支援](#)
- ▶ [児童発達支援センター](#)
- ▶ [保育所等訪問支援](#)

- ▶ [児童自立支援施設](#)
- ▶ [児童家庭支援センター](#)

- ▶ [小規模保育事業](#)
- ▶ [家庭的保育事業](#)
- ▶ [居宅訪問型保育事業](#)

- ▶ [母子生活支援施設](#)
- ▶ [児童養護施設](#)
- ▶ [児童心理治療施設](#)

- ▶ [障害児入所施設](#)
- ▶ [放課後等デイサービス](#)

- ▶ [児童館](#)

- ▶ [事業所内保育事業](#)
- ▶ [小規模住居型児童養育事業](#)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づくサービス

- ▶ [認定こども園](#)

福祉サービス 2つの給付

1 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) ①者①児

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護 ①者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。

③ 同行援護 ①者①児

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)・移動の援護等の外出支援を行います。

2 訓練等給付

① 自立訓練 ①者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

② 就労移行支援 ①者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型) ①者

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

④ 就労定着支援 ①者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑤ 自立生活援助 ①者

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

⑥ 共同生活援助 (グループホーム) ①者

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。
さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

さらに、危険を回避するために必要な支援や外

のサービスを包括的に行います。

夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の

機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日

り、食事の介護等を行うとともに、創作的活

り、食事の介護等を行います。

福祉サービス 2つの給付

2 訓練等給付

① 自立訓練 者

② 就労移行支援 者

③ 就労継続支援
(A型=雇用型、B型=非雇用型) 者

④ 就労定着支援 者

⑤ 自立生活援助 者

⑥ 共同生活援助
(グループホーム) 者

1 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) 者 児

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護 者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。

③ 同行援護 者 児

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護 者 児

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援 者 児

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

⑥ 短期入所(ショートステイ) 者 児

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑦ 療養介護 者

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑧ 生活介護 者

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等
(施設入所支援) 者

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

・障がい支援区分 1 以上

①家事サポート

- 居宅介護の家事援助
- 調理、買い物代行、掃除・片付け、ごみ捨て、郵便物確認
- 病院の薬とりの代行 など

②身体介護

- 居宅介護の身体介護、重度訪問介護、
- 訪問入浴サービス（移動入浴車）
- 入浴、排せつ、着替え、食事などの介護全般

③外出支援

- 移動支援、行動援護（行動障がい）、同行援護（視覚障がい）
- 重度訪問介護
- 外出先まで安全に移動するための支援、情報提供、余暇支援等



楽しい絵画



パソコン



収穫祭

| 令和4年 June | | 9月 | | 東障がい者フレンドホーム 月間予定表 | | | |
|--------------|---|-------------|--|---|--------------|------------|--|
| 曜日 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 日付 | ～9月の単発教室のご案内～ | | | | 1 | 2 | 3 |
| 午前 |  | 9/3(土) | うどん作り教室 |  | 大人の絵画 | | うどん教室 |
| 午後 | | 9/17(土) | 浴衣でメモリアル撮影 | | | | |
| | | 9/30(金) | 介護者支援講座 ＝和菓子作り＝ ※ご希望の方は、職員へお声掛けください! | | 健康 すいすい教室 | |  たんぽぽ |
| 日付 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 午前 | たのしい絵画① | 休館日 | | ツナグYOGA① | チューリップくらぶ | はがき絵 | 親子リズムク |
| 午後 | たのしい絵画② | | | ツナグYOGA② | | | ニュースポーツ |
| | 松島遊遊ランド | | 青葉のたまり場 | | | | リズム遊び |
| 午後 | | | ゲンキ体操 | | | ふよう余暇(運動) | 音楽クラブ① |
| | | | 幼児リズム①② | 松島くらぶ3B体操 | | | 音楽クラブ② |
| 日付 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 午前 | 松島遊遊ランド | 休館日 | | あすなろ | 大人の絵画 | サポーター会議 | |
| 午後 | | | | 東っ子 小 | 茶道 | 健康すいすい教室 | 3B体操 |
| | | | キッズエンジェル | | | | 浴衣でメモリアル撮影 |
| 日付 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 午前 | たのしい絵画① | 休館日 敬老の日 | | ツナグYOGA① | チューリップくらぶ | 祝日 秋分の日 | 親子リズムク |
| 午後 | たのしい絵画② | | | ツナグYOGA② | | | ニュースポーツ |
| | 松島遊遊ランド | | ゲンキ体操 | | | | リズム遊び |
| 午後 | | | 和自出張 | ピアリがし | ふよう余暇(絵画) | | 音楽クラブ① |
| | | | 幼児リズム①② | | | | 音楽クラブ② |
| 日付 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |  |
| 午前 | 書道① | 休館日 | | あすなろ | | 介護者支援講座 | |
| 午後 | 松島遊遊ランド | | | 東っ子 中高 | リラックスヨガ | | |
| | 書道② | | キッズエンジェル | | | | |



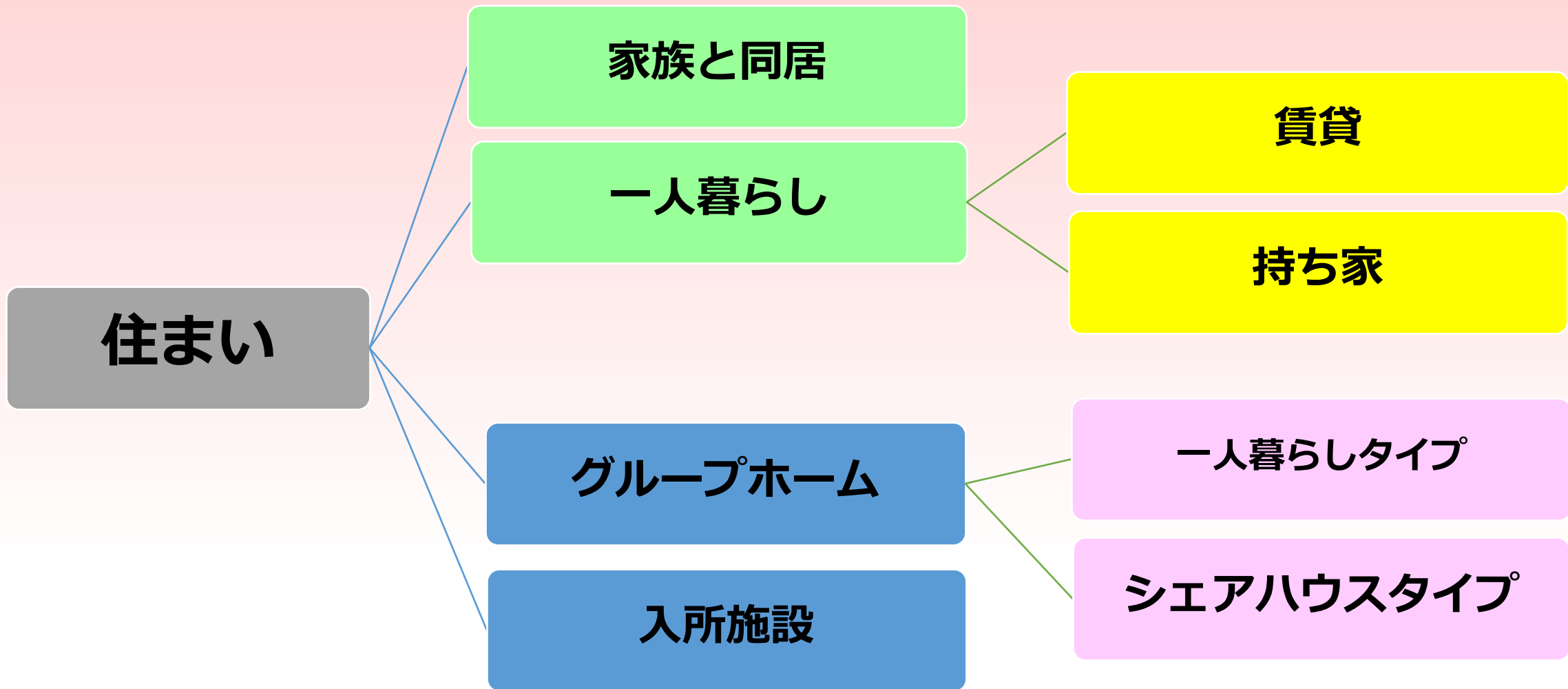
和太鼓



音楽クラブ



そば打ち



地域の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)において、地域住民との交流が確保される中で、世話人による日常生活のサポートを受けながら家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場

| | 共同生活援助（グループホーム） | | |
|--------------------|---------------------------------|---------------|--------------------------|
| 種類（制度） | ①介護サービス包括型 | ②外部サービス利用型 | ③日中サービス支援型 |
| 対象者 | 障がい支援区分に関わらず利用可能 | | |
| サービス内容 | 主に夜間における食事や入浴等の介護や相談などの日常生活上の援助 | | |
| 介護が必要な者への対応 | 当該事業所の従業者により介護サービスを提供 | 外部の居宅介護事業所に委託 | 当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供 |
| 事業所数 (令和2年4月時点) | 7718事業所 | 1312事業所 | 182事業所 |
| 利用者数 (令和2年4月時点) | 114,554人 | 15,551人 | 2,344人 |

※厚生労働省「障がい福祉サービス等報酬改定利用検討チーム」資料より抜粋



| 項目 | グループホームでのおおよその支出金額 | 備考 |
|-------|--------------------|--|
| 利用料 | 0円 | ※所得に応じた利用者負担上限額あり。 市民税非課税世帯は0円。収入に応じて、 毎月9,300円、18,600円の負担がある方もいる。 |
| 家賃 | 2万円～4万円 | ※収入に応じて、家賃補助10,000円がある。 |
| 光熱費 | 1万円 | |
| 日用品 | 3,000円～5,000円 | |
| 食費 | 25,000円～30,000円 | ※GHでは朝食、夕食。昼食は通所事業所にて負担。 (食事提供加算) |
| 通信費 | 5,000円 | |
| おこづかい | 5,000円～10,000円 | ※ご本人の好きな事、趣味にもよって変わってくる。 |
| その他 | 医療費、保険、サポートにかかるもの | ※将来、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用 する場合は利用料や後見報酬など。 |
| 合計 | 多めの額で計算すると・・・計：9万円 | ※10万円-家賃補助1万円=9万円 |

原則：年金から食費・光熱水費を支払って、**25,000円以上が手元に残る設定**

| 手元に残る額 ①+② | | 食費・光熱水費 (上限54,000円で施設が設定) | | 実負担額 ③+④ | 補足給付 で支払う |
|---|------------------------|---------------------------|------------------------|----------|--------------|
| ①「その他生活費」 1) 障害基礎年金1級 28,000円 2) 障害基礎年金2級 25,000円 | ②66,667円を 超えた収入の50% | ③66,667円 - 「その他生活費」 | ④66,667円を 超えた収入の50% | | |
| 収入 = 年金収入 + 就労収入(控除有り) + 他の収入(控除の可能性有り) - 必要経費 | | | | | 補足給付 |

【年齢25歳の入所者の例／月】

年金収入(1級)：87,632円 食費・光熱水費：54,000円 作業工賃：5,000円 国保：1,896円

・手元に残る額・・・37,534円

・実費負担・・・・・・48,201円 (+補足給付5,799円 = 食費・光熱水費54,000円)

重い

1級

2級

3級

軽い

厚生年金

障害厚生年金 1級

厚生年金保険料と支払期間による
報酬比例額×1.25

配偶者の加算

224,900円/年

障害厚生年金 2級

厚生年金保険料と支払期間による
報酬比例額

配偶者の加算

224,900円/年

障害厚生年金 3級

最低保証額
585,100円/年

国民年金

障害基礎年金 1級

977,125円/年

子の加算

第1・2子1人につき 224,900円/年
第3子以降1人につき 75,000円/年

障害基礎年金 2級

781,700円/年

子の加算

第1・2子1人につき 224,900円/年
第3子以降1人につき 75,000円/年

月額
81,427円

月額
65,141円

※2020年4月現在

千葉障害年金
相談センター資料

※配偶者の加算は配偶者の年収が850万円以下である場合に加算対象となります

手続きの流れ

受診状況等証明書の取得

- 初診の医療機関へ連絡（カルテが保管されているか確認等）
- 初診の医療機関へ訪問または郵送（病院により異なりますので医療機関へ要確認）
- 受診状況等証明書の作成依頼（依頼した医療機関より前に、他の医療機関に通院していないかチェック）

診断書の取得

- 診断書作成が必要な医療機関へ出向く（認定日時点・現在）
- 可能な限り医師と面談し、日常生活や自覚症状等を伝える（面談できない場合は、メモを用意し、診断書に添付）
- 診断書は現状にあっているか等チェック。修正等は依頼する

病歴（就労状況）申立書の作成

- 受診状況等証明書、診断書が揃ってから、その内容に沿って書く（医療機関に受診していない期間も記載する）
（医学的、専門的な記述でなくてよい。分かりやすく）
- 発症日、初診日の日付が診断書と一致しているか確認

戸籍などの添付書類を揃える

窓口に裁定請求書を提出

初診日の考え方

<知的障害>

知的障害者は、初診日が特定できなくても（または初診日が20歳以降であっても）、特例的に20歳前（誕生日）に初診日があるものとして取り扱う。

初診証明も不要。

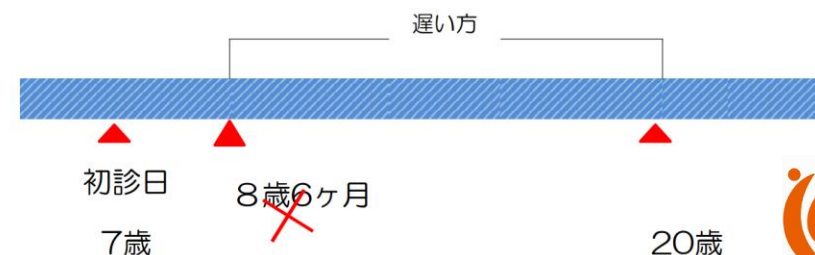
<知的を伴わない発達障害>

知的障害を伴わない発達障害の症状により、初めて受診した日が20歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とする。20歳前に初診日がある場合も**初診証明必要。**

障害認定日とは（20歳前）

初診日から1年6ヶ月と20歳の
どちらか遅い方

例)



【保護者への対応】



Keyword : 消極的な保護者対応 苦情処理

【電話連絡時の対応】

保護者対応の基本場面（①） 事業所側からの謝罪・連絡時

～相手側が理解・納得できたか最終確認しながら対応すること～

- 伝えるべき事実が相手に確実に伝わったことを確認したか？
- 重要時は、前もって箇条書きメモを準備して伝えたか？
- 最終的な納得を得る謝罪ができたか？
- 事業所として対処できる最善の支援をすでに行っているか？**
- 事業所として可能な最善の提案を行ったか？

【電話連絡時の対応】

保護者対応の基本場面（②） 相手からの要望・苦情対応時

～客観的な事実と思い込みを区別しながら訴えの内容を確認すること～

- 相手の言い分を最後まで聞き通せたか？
- 指導に不行き届きがあったことを謝罪できたか？
- 客観的事実のみを正しく伝えることができたか？
- その場での最終判断は避けたか？
- 事業所側の次の具体的な行動を約束できたか？**

【保護者対応の4場面】

【事前】 保護者と直接やりとりする事前に大切にすべきこと

- ・ 支援において、こちらが対応し得るベストに近い対応をしておく
(けがの処置やトラブル介入について、もれなく、ていねいに、心をこめて支援する)
- ・ 子どもの支援の方針、方向性を常に明確にしておく
「今現在、子どもさんの支援で大切にしていることは、〇〇なんです！」

【事中】 保護者と直接やりとりする段階で大切にすべきこと

- ・ 相手が話しやすい雰囲気、態度、相手が聞きやすいことば、声の大きさ、トーン
- ・ 経過(起きたトラブルや支援した内容)を正確な事実で伝える
- ・ こちらに不備がある場合は、必ず謝罪を入れる
- ・ 支援のヒントとなる情報を可能な範囲で積極的に情報収集する
「ご自宅や学校ではどうされてますか?」「どのように接するとうまくいくのですか?」

【終了】 保護者との直接のやり取りを終了する前に大切にすべきこと

- ・ 本人のニーズ対応が最優先順位 保護者は2番め しかし、保護者にもメリット感が必要
- ・ すぐに返答、回答できないときは、返答を避け、こちらから次の提案をして一旦区切る
(その際、「いつ、どんな方法で」回答するかを必ず伝える)
- ・ 返答、回答をする際、できる範囲で、保護者のメリット感を提供する(話のおみやげ等)
(過大に期待させることはないが、保護者にもメリットがある提案の落としどころを見据えて)
- ・ 相手の言い分もしっかり聞き取るが、事業所としての提案をできる範囲で行う

【事後】 保護者とのやりとりが終了した後にやるべきこと

- ・ 持ち帰って報連相を経て返答、回答する
(過大な期待をもたせないように、しかし、しっかり対応してもらえたという満足感も)